

静岡市規則第29号

静岡市スポーツ広場条例施行規則をここに制定する。

令和17年3月28日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市スポーツ広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市スポーツ広場条例（平成15年静岡市条例第129号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定によりスポーツ広場（以下「広場」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、スポーツ広場利用許可申請書（様式第1号）を市長等（静岡市清水三保貝島スポーツ広場、静岡市清水草薙スポーツ広場、静岡市清水穴原スポーツ広場及び静岡市由比川河川敷スポーツ広場にあつては市長を、静岡市清水長崎新田スポーツ広場にあつては指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、静岡市清水長崎新田スポーツ広場のスポーツ交流センター（以下「スポーツ交流センター」という。）の個人の利用については、申請書の提出を要しない。

(利用の許可)

第3条 市長等は、広場の利用を許可したときは、スポーツ広場利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 スポーツ交流センターの軽運動室及び体育室を個人で利用しようとする者及びシャワーを利用しようとする者には、個人利用券（様式第3号）を発行する。

3 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可書又は個人利用券を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(使用料の減額又は免除の申請)

第4条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめスポーツ広場使用料減額・免除申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、スポーツ広場使用料減額・免除決定通知書（様式第5号）を交付する。

(使用料の還付)

第5条 条例第10条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、スポーツ広場使用料還付申請書（様式第6号）にスポーツ広場利用許可書又は個人利用券を添えて市長に提出しなければならない。

（利用料金の承認手続等）

第6条 指定管理者は、条例第15条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、スポーツ広場利用料金承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、利用料金について承認をしたときは、スポーツ広場利用料金承認証（様式第8号）を指定管理者に交付する。
- 3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を当該広場を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。
- 5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

（利用料金の減額又は免除の基準等）

第7条 条例第15条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

- （1）国又は地方公共団体が公用のために利用するとき 利用料金の全額
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が減額し、又は免除する必要があると認める額

- 2 指定管理者は、条例第15条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

（利用料金の還付の基準等）

第8条 条例第15条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

- （1）条例第10条の2に規定する者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。
- （2）条例第10条の2に規定する者が利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第15条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第6条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用の許可の取消し)

第9条 利用者が利用許可の取消しを受けようとするときは、スポーツ広場利用許可取消申出書(様式第9号)を市長等に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の申請書類)

第10条 条例第16条の規定による申請は、スポーツ広場指定管理者指定申請書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) スポーツ広場事業計画書(様式第11号)
- (2) スポーツ広場事業計画に関する収支予算書(様式第12号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第11条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とスポーツ広場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号その1（第2条関係）

スポーツ広場利用許可申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者 住 所 〔法人又は団体にあつては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名〕
電 話

スポーツ広場を利用したいので、静岡市スポーツ広場条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

利用スポーツ広場名				
利 用 目 的				
利 用 責 任 者				
利 用 予 定 人 員		一般 人 生徒等 人 70 歳以上の者 人 合計 人		
1	利 用 施 設		夜間照明施設使用料	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設			
2	利 用 施 設		夜間照明施設使用料	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設			
3	利 用 施 設		夜間照明施設使用料	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設			
			使 用 料 合 計	円

様式第1号その2（第2条関係）

スポーツ広場利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者

名 称

代表者氏名

住 所 法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地申請者 氏 名 法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名

電 話

静岡市清水長崎新田スポーツ広場を利用したいので、静岡市スポーツ広場条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

利 用 目 的			
利 用 責 任 者			
利 用 予 定 人 員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人	
1	利 用 施 設		利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		夜間照明施設の利用料金 円
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金 円
2	利 用 施 設		利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		夜間照明施設の利用料金 円
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金 円
3	利 用 施 設		利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		夜間照明施設の利用料金 円
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金 円
		利 用 料 金 合 計	円

様式第 2 号その 1（第 3 条関係）

スポーツ広場利用許可書

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった施設の利用については次のとおり許可します。

利用スポーツ広場名			
利 用 目 的			
利 用 責 任 者			
利 用 予 定 人 員		一般 人 生徒等 人 70 歳以上の者 人 合計 人	
1	利 用 施 設		夜間照明施設使用料 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		
2	利 用 施 設		夜間照明施設使用料 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		
3	利 用 施 設		夜間照明施設使用料 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		
許 可 の 条 件		1 静岡市スポーツ広場条例、静岡市スポーツ広場条例施行規則及び係員の指示事項を守ってください。 2 利用後の施設の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。	使 用 料 合 計 円
(注) 1 本書をもって領収書に代えます。 2 施設の利用の際は、本書を係員に提示してください。			

スポーツ広場利用許可書

年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏 名 ⑧

年 月 日付けで申請のあった静岡市清水長崎新田スポーツ広場の施設の利用については次のとおり許可します。

利 用 目 的			
利 用 責 任 者			
利 用 予 定 人 員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人	
1	利 用 施 設		利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		夜間照明施設の利用料金 円
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金 円
2	利 用 施 設		利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		夜間照明施設の利用料金 円
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金 円
3	利 用 施 設		利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		夜間照明施設の利用料金 円
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金 円
許 可 の 条 件			利 用 料 金 合 計 円

- (注)
- 1 本書をもって領収書に代えます。
 - 2 施設の利用の際は、本書を係員に提示してください。
 - 3 利用後の施設の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。

様式第3号（第3条関係）

（個人利用券）

個人利用券

年 月 日

静岡市清水長崎新田スポーツ広場
スポーツ交流センター

（利用施設）

円

様式第4号（第4条関係）

スポーツ広場使用料減額・免除申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者 住 所 法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地
氏 名 法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名
電 話

静岡市スポーツ広場条例第9条の規定により、静岡市由比川河川敷スポーツ広場の使用料の減額免除を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的					
利 用 日 時	年 月 日 午	前後 前後 後	時 分	から	
	年 月 日 午		時 分	まで	
施 設 の 利 用 場 所					
使 用 料		円			
減額・免除を受けようとする理由及びその額					
※ 減 額 ・ 免 除			※ 徴 収 額		
免 除	減額	円	円		
※通知年月日	年 月 日	※通 知 番 号	第	号	

（注）※印の欄は、記入しないでください。

様式第5号（第4条関係）

スポーツ広場使用料減額・免除決定通知書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった静岡市由比川河川敷スポーツ広場の使用料の
減額 減額
免除 については、次のとおり 免除 したので通知します。

1 減額			
	規 定 額	減 額	差 引 納 付 額
使 用 料	円	円	円
2 免除			
減額 免除 の条件			

様式第6号（第5条関係）

スポーツ広場使用料還付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者 住所 〔法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

電話

静岡市スポーツ広場条例第10条ただし書の規定により、静岡市由比川河川敷スポーツ広場の使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

利用許可を受けた施設		
利 用 日 時	年 月 日	時 分から 時 分まで
利 用 内 容		
利 用 者 数	人	
利 用 許 可 年 月 日	年 月 日	
還 付 を 申 請 す る 理 由 及 び そ の 額	円	
そ の 他 必 要 な 事 項		

（注）利用者の責めに帰することができない理由により、利用することができなくなった場合において還付を受けようとする者は、許可書又は個人利用券を添付してください。

様式第7号（第6条関係）

スポーツ広場利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

指定管理者

名 称

代 表 者 氏 名

静岡市清水長崎新田スポーツ広場の利用料金について承認を受けたいので、静岡市スポーツ広場条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

施設名	利用区分	単位	申請額	条例の限度額
			円	円
			円	円
			円	円

2 申請理由

3 実施時期 年 月 日から

（注）必要に応じ、関係資料を添付してください。

様式第8号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

スポーツ広場利用料金承認証

年 月 日付けで申請のあった静岡市清水長崎新田スポーツ広場の利用料金については、次のとおり承認します。

1 承認事項

施設名	利用区分	単位	承認額	備考
			円	
			円	
			円	

2 実施時期 年 月 日から

3 注意事項

- (1) 承認額に基づき利用料金を決定してください。
- (2) 利用料金を決定したときは、この承認証を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表してください。

様式第9号（第9条関係）

スポーツ広場利用許可取消申出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所 法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地
申出者
氏 名 法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名
電 話

スポーツ広場の利用の許可の取消しを受けたいので、次のとおり申し出ます。

ス ポ ー ツ 広 場 名			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 後 時 分まで		
施 設 の 利 用 場 所		利 用 附 帯 設 備	
利 用 許 可 年 月 日	年 月 日		
取 消 し の 理 由			

備考 静岡市清水長崎新田スポーツ広場の場合は、
「（宛先）指定管理者
「（宛先）静岡市長」を 名 称 に替えること。
代表者氏名」

様式第10号（第10条関係）

スポーツ広場指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	所在地	〔法人以外の団体にあつて は、その代表者の住所〕
	名 称	
申請者	代表者	
	氏 名	
	電 話	

静岡市スポーツ広場の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市スポーツ広場条例第16条及び静岡市スポーツ広場条例施行規則第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第11号（第10条関係）

スポーツ広場事業計画書

事業計画の理念・方針

実施事業の概要（事業の構成及び年間計画表）

実施体制図

特記事項（効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等）

様式第12号（第10条関係）

スポーツ広場事業計画に関する収支予算書

様式第12号（第10条関係）

スポーツ広場事業計画に関する収支予算書

收入

千円

[illegible]

支出

千円

[illegible]